

吹田市立学校条例の一部改正の骨子案

1 趣旨及び概要

山田第五小学校は、山田第三小学校の過大規模化を解消するために昭和61年度（1986年度）に分離新設されました。その後は児童数が減少し続けており、令和4年度（2022年度）には6学級の過小規模校となっています。今後の児童生徒推計においても、児童数の減少により6学級の過小規模が継続する見込みであることから、山田第五小学校の学校規模適正化に着手する必要があります。

また、周辺校のひとつである山田第三小学校についても、山田第五小学校が分離して以降、児童数は減少し続けており、令和5年度（2023年度）現在は12学級の標準規模校ではあるものの、今後の児童生徒推計では、過小規模校になるものと見込んでいます。

このような学校規模、教育環境に対する課題を解消するために、令和5年8月16日に開催された教育委員会会議において、山田第五小学校を山田第三小学校に統合することを内容とする学校規模適正化実施計画（第2期）の方向性が承認されたことを受け、吹田市立学校条例の小学校の設置に係る必要な改正を行うものです。

2 改正内容

山田第五小学校の設置に係る規定を削除します。

3 施行予定

令和7年(2025年)4月1日から施行します。